

福祉用具臨床的評価事業

評価対象及び評価項目

1. 車いす	1
2. 電動車いす（標準形・簡易形）	6
3. 電動車いす（ハンドル形）	12
4. 特殊寝台	17
5. 車いす用可搬形スロープ	21
6. 入浴台	24
7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ	28
8. 浴槽内いす	31
9. 入浴用いす	35
10. ポータブルトイレ	41
11. 歩行器・歩行車	47
12. エルボークラッチ・多脚つえ	53
13. ベッド用テーブル	56

1. 車いす

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①直進する(前進・後退) ②曲がる(左右への方向転換) ③旋廻することが簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
(2) 着脱式部品(アームサポート、フットサポート、バックサポート、車輪、等)の着脱操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の着脱操作、跳ね上げ操作、その他の操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
2 装着時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が着脱可能な部品について、装着時に完全に固定できているか、実際に操作を行って確認する。	A: 固定性が十分に保たれている。 B: 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C: 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(3) 折りたたみ式部品(フレーム、バックサポート、フットサポート、等)の折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
2 使用時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が折りたたみ可能な部品について、使用時の固定性が得られているかを実際に操作を行って確認する。	A: 固定性が十分に保たれている。 B: 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C: 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(4) 調整式部品(張りの調整、フットサポート、アームサポート、ヘッドサポート、ブレーキ等)の調整操作					
1 操作が簡単にできるか	部品の調整操作(ボタンやレバー、ベルト等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 利用者や介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所(アームサポートやヘッドサポートなど)で、工具を必要としない箇所を評価する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。	利用者又は介護者において、まったく操作できない場合、C評価		
2 調整後の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が調整可能な部品について、その調整後(任意の角度及び位置)に固定性が得られているか実際に操作を行って確認する。	A: 固定性が十分に保たれている。 B: 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C: 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(5) ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者が介護者がパーキングブレーキや介助ブレーキをかける・外す操作(レバーやペダル等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。	ブレーキの取付位置によることから、適切な位置で評価すること。 利用者又は介護者の力では、全く操作できない場合は、C評価		
(6) 転倒防止装置					
1 簡単に操作できるか	利用者が介護者が転倒防止装置の操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
(7) ティッピングレバー操作					
1 キャスター上げ操作が簡単にできるか	指定体重に近い人を乗せ、5cmの段差乗り越えを介助動作により行う。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
(8) 段差乗り越え操作					
1 自力で段差を乗り越えられるか	利用者が2cmの段差乗り越えを可能かどうか確認する。 他の機種を用いて段差を乗り越えられる人が当機種に習熟すれば可能になるかどうかで判定する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2 走行使用時に利用者及び介護者が車いすをターンしたときにキャスターが利用者の下肢に接触する危険性はないか	利用者の下肢(特に足部)がキャスターと干渉しないか、実際に操作を行って確認する。 ※フットサポートを適切な状態に調整して評価する。	A：接触することはない。 B：下肢に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：下肢を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 利用者がハンドリム駆動時に手指をブレーキに接触する危険性はないか	利用者がハンドリムを操作して駆動する際に、手指とブレーキ部分が干渉するかどうか、実際に操作を行って確認する。	A：接触することはない。 B：手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：接触して手指を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 介助走行時に、構造物が介護者の足を傷つける危険性はないか	介護者の下肢(足部/下腿等)や衣服が構造物と干渉しないか、実際に操作を行って確認する。	A：傷つけることはない。 B：下肢が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5 静止使用時に利用者が前傾姿勢をとったときに、車いすが前方に転倒する危険性はないか	利用者が足部をフットサポートに置いた状態で、足部を触るように体幹を前方に倒した時、車いす後輪が浮き上がるなどの転倒につながる不安定さがあるか、実際に操作を行って確認する。 ※「床のモノを拾う」ような動作は、本来的にはフットサポートから足を下ろして動作を行うべきであるが、現状としてこのような行為が行われることがあることから、評価項目として掲げる。キャスターを直進走行時の後ろ向きにして、深く腰掛け、足元のモノを拾う動作をする。	A：転倒することはない。 B：転倒しないが、ゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：転倒する危険性がある。	転倒して、軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
6 アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
7 移乗時にブレーキ（含む介護ブレーキ）が身体（利用者・介護者）を傷つける危険性はないか	ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、ブレーキが利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) 着脱部品の着脱操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。（全可動範囲で確認する）	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。（全可動範囲で確認する） 利用者あるいは介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所（アームサポートやヘッドサポートなど）で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) ブレーキ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者がブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つける危険性が高い。	適切な取付位置であることを確認する。 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) 転倒防止					
1 有効に作用しているか	後方転倒を引き起こす状態を設定し、転倒防止装置が有効に作用するか、実際に操作を行って確認する。	A：転倒を防止することができる。 B：転倒はしないが、著しいゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：装置が作用しない、あるいは転倒する危険性がある。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

2. 電動車いす（標準形・簡易形）

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①駆動（前進・後退） ②曲がる（左右への方向転換） ③旋廻 ④スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(2) クラッチ					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を容易に理解できるか、機構の形状や重さ、入り切りの方向は明確か、接触等で不慮に切り替わる危険性がないか等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(3) 充電					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や表示、操作手順を容易に理解できるか、電源プラグの着脱や充電状況の表示等が適切か等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(4) 操縦コントロールレバー					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作手順を理解できるかを確認する。装置の位置調整や形状選択が可能であれば、その調整を行った後の操作性を見る。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(5) コントロールボックス					
1 （机等への）接近時の邪魔にならないか、もしくは回避するための手段が講じられているか	回避するための手段が講じられている場合は、利用者や介護者が、装置の位置調整や着脱、元に戻すことが容易か等を確認する。	A：対応できる。 B：対応はできるが、容易ではない。 C：全くできない。			
2 移乗時の邪魔にならないか、もしくは回避するための手段が講じられているか	回避するための手段が講じられている場合は、利用者や介護者が、装置の位置調整や着脱、元に戻すことが容易か等を確認する。	A：対応できる。 B：対応はできるが、容易ではない。 C：全くできない。			
(6) スイッチ					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所及び操作方法を簡単に理解できるか、設置位置は適切かを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(7) 走行操作					
1 ピンポイント（軸を動かさないこと）での切り返し操作が簡単にできるか	その場で回転して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(8) 走行操作感					
1 平地を最大加速度で急発進したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。急発進後3～5m走行し、体幹の安定性、不安感を確認する。 前方に障害物が無い平坦地で実施する。 ※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
2 平地を最大減速度で急停止したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。最大速度にて3～5m走行後、急停止したときの体幹の安定性、不安感を確認する。 前方に障害物が無い平坦地で実施する。 ※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
3 平地を最大速度で180度旋回したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。最大速度にて3～5m走行後、180度旋回したときの体幹の安定性、不安感を確認する。 左・右回転で確認する。 前方に障害物が無い平坦地で実施する。 ※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
4 開示された実用段差を最大速度直進で上ったときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を上ったときの体幹の安定性、不安感を確認する。 ※取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。			
5 開示された実用段差を最大速度直進で降りたときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を降りたときの体幹の安定性、不安感を確認する。 段差を降りるとき前方に重心が移動するため、コントロールレバーから腕が落ちないか（スイッチが切れないか）も確認すること。 ※取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。			
6 走行中に間違えて電源スイッチを切っても不安感はないか	平地を最大速度で走行し、電源を切る。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C：落下する危険性がある。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(9) 着脱式部品（アームサポート、フットサポート、バックサポート、車輪、等）の着脱操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の着脱操作、跳ね上げ操作、その他の操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 装着時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が着脱可能な部品について、装着時に完全に固定できているか、実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(10) 折りたたみ式部品（フレーム、バックサポート、フットサポート、等）の折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 使用時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が折りたたみ可能な部品について、使用時の固定性が得られているかを実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(11) 調整式部品（張り調整、フットサポート、アームサポート、ヘッドサポート、ブレーキ等）の調整操作					
1 操作が簡単にできるか	部品の調整操作（ボタンやレバー、ベルト等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 利用者や介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所（アームサポートやヘッドサポート等）で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 調整後の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	調整可能な部品について、その調整後（任意の角度及び位置）に固定性が得られているか実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(12) ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	パーキングブレーキや介助ブレーキをかける・外す操作（レバーやペダル等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(13) 転倒防止装置					
1 簡単に操作できるか	転倒防止装置の操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2 走行使用時に利用者が車いすをターンしたときにキャスターが利用者の下肢に接触する危険性はないか	利用者の下肢(特に足部)がキャスターと干渉しないか、実際に操作を行って確認する。 ※フットサポートを適切な状態に調整して評価する。	A：接触することはない。 B：下肢に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：下肢を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 静止使用時に利用者が前傾姿勢をとったときに、車いすが前方に転倒する危険性はないか	利用者が足部をフットサポートに置いた状態で、足部を触るように体幹を前方に倒した時、車いす後輪が浮き上がる等の転倒につながる不安定さがあるか、実際に操作を行って確認する。 ※「床のモノを拾う」ような動作は、本来的にはフットサポートから足を下ろして動作を行うべきであるが、現状としてこのような行為が行われることがあることから、評価項目として掲げる。キャスターを後ろ向きにして、深く腰掛け、足元のモノを拾う動作をする。	A：転倒することはない。 B：転倒しないが、ゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：転倒する危険性がある。	転倒して、軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5 利用者がハンドリム駆動時に手指をブレーキに接触する危険性はないか	利用者がハンドリムを操作して駆動する際に、手指とブレーキ部分が干渉するかどうか、実際に操作を行って確認する。	A：接触することはない。 B：手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：接触して手指を傷つける危険性がある。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
6 介助走行時に、構造物が介護者の足を傷つける危険性はないか	介護者の下肢(足部/下腿等)が構造物と干渉しないか、実際に操作を行って確認する。	A：傷つけることはない。 B：下肢が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
7 移乗時にブレーキが身体（利用者・介護者）を傷つける危険性はないか	ベッド/車いす間の移乗動作①立ち介助および②スライディングボードによる移乗を想定した場合、ブレーキが身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) 着脱部品の着脱操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の折りたたみ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。（全可動範囲で確認する）	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。（全可動範囲で確認すること） 利用者が日常的に調整を行うことが想定される箇所（アームサポートやヘッドサポート等）で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 機械式ブレーキ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が機械式ブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(6) 転倒防止					
1 有効に作用しているか	後方転倒を引き起こす状態を設定し、転倒防止装置が有効に作用するか、実際に操作を行って確認する。	A：転倒を防止することができる。 B：転倒はしないが、著しいゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：装置が作用しない、あるいは転倒する危険性がある。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易に出来るか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが、容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが、容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

3. 電動車いす(ハンドル形)

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①駆動（前進・後退） ②曲がる（左右への方向転換） ③旋回 ④スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(2) クラッチ（手押し走行装置）					
1 操作が簡単にできるか	介護者がクラッチの位置や操作方法が容易に理解できるか、入り切りの方向は明確か、接触等で不慮に切り替わる危険性がないか等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(3) 充電					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や表示、操作手順を容易に理解できるか、電源プラグの着脱や充電状況の表示等が適切か等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(4) ハンドル位置調整操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を容易に理解できるか、実際に操作して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うハンドル位置調整操作について、固定性は保たれているか実際に操作を行って確認する。 任意の角度及び位置で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(5) ハンドル操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認する。 ハンドル操作とアクセルレバーを同時に操作できるかを確認する。運転操作して前進、後退、左右への方向転換、旋回を低速、高速で確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(6) アクセルレバー操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認すること。 スピード調整機能、進行方向の切り替え機能の有無を確認する。 前進後進の方向は明確になっているか、ハンドル操作とアクセルレバーを同時に操作できるかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) スイッチ・キー操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認すること。 キー操作の場所や差込み方向、キーの形状や操作にかかる力を確認する。 各スイッチの場所や入り切りの状態は明確になっているかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(8) シート前後位置調整操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が装置の場所や操作手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。 ※工具を使用するものは対象外とする。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うシート前後位置調整操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 最大可動位と中間可動位で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(9) シート回転操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うシート回転操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 各固定位置で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(10) アームサポート跳ね上げ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うアームサポート跳ね上げ操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 標準位・跳ね上げ位で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(11) 折りたたみ又は分解操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が、操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(12) 走行操作感					
1 平地を最大加速度で急発進したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 急発進後3～5m走行し、体幹の安定性、不安感を確認する。 屋内の平坦地で実施する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
2 平地を最大減速度で急停止したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 最大速度にて3～5m走行後、急停止したときの体幹の安定性、不安感を確認する。 屋内の平坦地で実施とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、C評価		
3 開示された実用段差を最大速度直進で上ったときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を上がったときの体幹の安定性、不安感を確認する。 取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。			
4 開示された実用段差を最大速度直進で降りたときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を降りたときの体幹の安定性、不安感を確認する。 取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C：落下する危険性がある。			
5 走行中に間違えて電源スイッチを切っても不安感はないか	平地を最大速度で走行し、電源を切る。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C：落下する危険性がある。			
(13) 夜間走行					
1 夜間に走行する場合にも問題はないか	夜間に走行することを想定し、他者の視認性、他者からの視認性、走行操作に問題はないか、確認する。	A：視認性・操作性に問題はない。 B：不安感があるが、運転者が気をつければ対応できる範囲である。 C：事故を起こす可能性がある。			
(14) 機械式ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を理解し、操作して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2 乗車時に利用者の身体を傷つけるような箇所はないか	乗車時に利用者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) ハンドル位置調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってハンドル位置調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) シート前後位置調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってシート前後位置調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) シート回転操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってシート回転操作を行う際に、利用者の手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) アームサポート跳ね上げ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたってアームサポート跳ね上げ操作を行う際に、利用者の手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(6) 折りたたみ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	全可動範囲にわたって、折りたたみ又は分解操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) 着脱式部品の着脱操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(8) 機械式ブレーキ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が機械式ブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

4. 特殊寝台

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) スイッチ・格納・柵					
1 見やすいか	目視により確認する。	A：スイッチの意味が文字ないしは図形により間違いなく確認できる。 B：よく見れば確認できる。 C：誤認による事故の可能性がある。			
2 操作しやすいか	操作により確認する。 操作者は介助者の場合と利用者の場合と両方で確認する。姿勢は立位と臥位を想定する。 片手にスイッチを持ってその手でスイッチ操作する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
3 柵等に固定したときに操作しやすいか	3機能の操作、特に背上げ操作を行って確認する。 本人を想定して、柵の内側にスイッチを固定して臥位で片手で操作してみる。	A：簡単に操作できる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
4 格納しやすいか	取説に格納場所が記述されていればその場所に格納しやすいか、操作して確認する。 記述がない場合には、一般的な格納場所としてベッド柵を想定し、柵にかけやすく、ベッドが水平な位置で勝手にはずれないか、また、はずそうとしたときにはずしやすいか確認する。	A：片手で容易にかけたりはずしたりできる。 B：容易ではないが、片手でできる。 C：格納できない。			
(2) 柵の取り外し、取り付け					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、柵の取り外しや取り付けについて、操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。	A：簡単にできる B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「柵の取り外しや取り付けの操作が手間取らず容易にできること」		
(3) 電動機能（背上げ、足上げ、昇降機能）					
1 膝関節位置と股関節位置にズレが生じないか	背上げ座位をとった際に、膝関節と股関節の位置が適合しているか、実際に操作して確認する。 具体的には、以下の手順で行う。 ①基本位置に仰臥位で寝る。（基本位置はメーカーが指定しているときは指定位置。指定していない時には、別に定める基準を参照。以下同様。） ②膝関節を最大角度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く）。 ③背を40度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる。）	A：かかとがマットレスについている。 B：かかとが若干浮くが、身体に大きなズレは生じない。 C：かかとが大きく浮き上がり、身体に大きなズレが生じる。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
2 ベッド後方（足側）へ身体がずれることはないか	背上げ・背下げ動作を行い、体が大きくずれないか、実際に操作して確認する。 具体的には、以下の手順で行う。 ①基本位置に仰臥位で寝て、ヘッドボードから頭頂までの距離を計測する（初期値）。 ②膝を最大まで上げる（背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く）。 ③背を40度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる）。 ④この状態で30秒静止する。 ⑤背を平らになるまで下げる。 ⑥膝を平らになるまで下げる。 ⑦ヘッドボードから頭頂までの距離を計測する（計測値）。 ⑧②～⑦を再度繰り返す。 上記の動作を2回繰り返し、ヘッドボードと頭頂のズレを計測する（繰り返し後、計測値－初期値＝評価値）。	A：2 cm未満のずれである。 B：2～5 cm未満のずれである。 C：5 cm以上のずれである。			
3 腹部の圧迫感がないか	背上げ動作時における、腹部の圧迫感について、実際に操作して確認する。 具体的には、以下の手順で行う。 ①基本位置に仰臥位で寝る。 ②膝を最大まで上げる（背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く）。 ③背を40度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる）。	A：ほとんど気にならない。 B：多少の圧迫感はあるが、不快とは言えない。 C：極めて強い圧迫感がある。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) その他					
1 側方から介助者はベッドに十分近づけるか	基本位置に仰臥位で寝かせ、介助者が介助者向きの寝返り介助を試みて、下腿部や大腿部がマットレス以外の構造物にぶつかりやすいか、確認する。 ベッド高さは介助者の身長に応じて適宜調節する。	A：問題なく介助ができる。 B：介助者の下肢がベッド構造物に接触するが、特に問題にならない。 C：介助者の下肢がベッド構造物にぶつかり、介助作業がきわめてしにくい。			
2 移乗を妨げる構造ではないか	基本位置に仰臥位で寝かせ、介助動作で端座位にし、車いすへの移乗介助動作を行なう。移乗は、 ①立位による介助移乗（一般的な方法） ②スライディングボードによる移乗（介助者立位による）とする。 車いすの位置は足方向とする。 これらの介助動作の中で、移乗を妨げる構造になっていないか、確認評価する。	A：利用者や介助者の身体がベッド構造物にぶつかることはなく、問題なく作業が行える。 B：利用者や介助者の身体がベッド構造物に接触するが、危険ではなく、作業が行える。 C：利用者や介助者の身体がベッド構造物に接触し、危険であったり、作業がきわめてしにくい。			
3 足下にマットレス止めを備えているか	基本位置に仰臥位で寝かせ、足上げをした後に背を上げるという動作を繰り返して、一杯まで背を上げる。この後、背を平らにし、これらの過程でマットレスのズレを確認する。	A：マットレス止めが固定され、マットレスが滑り止めを越えていない。 B：マットレス止めの固定がはずれたり、マットレスが滑り止めを越えてしまうが、決して落下しない。 C：マットレスがフットボードを越えてしまい、場合によっては落下の危険がある。			
4 横方向のマットレス止めを有するベッドでは、滑り止めが機能するか	基本位置に仰臥位で寝かせ、車いすからベッドへのスライディングボードを利用した介助移乗を行って、マットレスのズレを確認する。 ※マットレス止めを有しない機種は対象外とする。	A：マットレスがマットレス止めによって止まっている。 B：マットレス止めの固定が不十分になり、マットレスがズレてしまうが、落下することはない。 C：マットレスや人が落下しそうなほどズレる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準	判定	特記事項
(1) 挟み込み防止					
1 昇降時、ベッドと床との間で挟み込みが起きないか	①端座位になって、足を引き込んで昇降動作をする。 ②介助者が立位になり、足を差し込んで昇降動作をする。	A：ベッドの構造物による挟み込み等はおきない。 B：ベッドの構造物が身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：ベッドの構造物による挟み込みで身体を傷つける可能性が高い。	軽傷事故がかなりの頻度で起きる場合、 C評価 ※ 軽傷事故（病院にかかるとような事故）		
(2) その他					
1 周辺部に突起物等がないか	目視及び触感により確認する。	A：危険を及ぼす突起物はない。 B：突起物はあるが、人体に危険を及ぼすとは考えにくい。 C：危険な突起物がある。	軽傷事故がかなりの頻度で起きる場合、 C評価		

3. 取説・表示

評価項目		確認方法	判定の目安	特記事項
(1) 取扱説明書				
1	取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示				
1	表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

5. 車いす用可搬形スロープ

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。 裏表や上端下端の理解のしやすさ、折りたたみや伸び縮みするタイプのものは、そのしやすさまで確認する。 また、組み立てるタイプについては、組み立て、解体のしやすさも確認する。 ※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。	A：作業が簡単にできる。 B：作業できるが、簡単ではない。 C：作業できない。	簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。 ※但し、取説に利用者が持ち運ぶことを禁止しているものは対象外とする。	A：簡単にできる。 B：持ち運べるが、簡単ではない。 C：持ち運べない。	簡単とは、「把手等があり持ち運びが容易にできること」を示す。		
(2) 使用時の設置状況					
1 使用時の設置状況(気になるほどのガタはないか)	歩行と車いす介助による昇降の両方で確認することとし、スロープを設置した状態で、実際に操作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※使用する車いすは、標準的な自操用車いすとし、利用者が搭乗した介助による昇降とする。 但し、取説に適合する車いすが限定されている場合には、それに従うこととする。（以下同様）	A：設置が十分に保たれている。 B：設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：設置が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	車いす介助による昇降を数回程度行い、スロープに大きなズレが生じないか、実際に操作を行って確認する。	A：全くズレない。 B：多少ズレるが、落ちることはない C：大きくズレて落下する危険性がある。			
(3) 側壁					
1 車いすのキャスタが側壁にあたり、操作しづらくなることはないか	車いす介助を想定し、昇降途中にキャスタの向きを反転させることを数回行い、キャスタが側壁にあたり操作しづらくなることはないか、実際に昇降操作して確認する。 ※スロープの設置幅については、取説に記述される範囲とする。但し、取説に記述がない場合には、評価時に使用している車いすにおいて、最も適切な位置を評価チームにより判断する。 ※レール形のみ評価対象とする。	A：側壁にあたらない。 B：側壁にあたるが車いすの操作には影響ない。 C：側壁にあたり車いすの操作が不能となる。			
2 車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作しづらくなることはないか	大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作がしにくくなることはないか、実際に昇降操作して確認する。	A：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入ることはない。 B：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入ることはあるが、車いすの操作には影響ない。 C：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、車いすの操作が不能となる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 設置及び撤去時に身体を傷つけるデザインとなっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 折りたたみや伸び縮みするタイプのものは、その操作を実際に行い危険性がないか確認する。 また、組み立てるタイプについては、組み立てや解体時に危険性がないかも確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、手指や足の挟み込みなどがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性について確認する 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 車いすのキャストが側壁を乗り上げ、落下する危険性はないか	車いす介助を想定し、昇降途中にキャストの向きを反転させることを数回行い、キャストが側壁を乗り上げ落下する危険性がないか、実際に昇降操作して確認する。 ※本評価項目は、落下する危険性があるため、関係者間において回りを取り囲むなど十分に注意して評価する。	A：落下する危険性はない。 B：落下する危険性は低い。 C：落下する危険性が高い。			
3 車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、落下する危険性はないか	車いす介助を想定し、車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作不能となったり、車いすやスロープがズレて落下するなどの危険性はないか、実際に昇降操作して確認する。 ※本評価項目は、落下する危険性があるため、関係者間において回りを取り囲むなど十分に注意して評価する。	A：落下する危険性はない。 B：落下する危険性は低い。 C：落下する危険性が高い。			

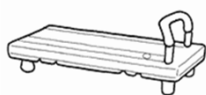
3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

6. 入浴台



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。 浴槽等に固定設置するものについては、その操作が簡単にできるか確認する。 なお、設置には、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整を、含めることとする。 ※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。 ※取説に介護者が設置や取り外すことを禁止しているものは対象外とする。	A：作業が簡単にできる。 B：作業できるが簡単ではない。 C：作業できない。	簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。		
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 但し、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整は、この評価に含めない。 ※高さ調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。		
(3) 折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		

評価項目	確認方法	留意点	特記事項		
(4) 使用時の固定性					
1 用具の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者と介護者による入浴の場面を想定し、入浴台が完全に固定されているか、実際に動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※脚下駄のある移乗台については、脚の固定性についても評価する。 ※場面は、自立移乗と介護移乗の両方を想定する。(以下同様) ※取説に、取り付け可能な浴槽のサイズが明記されている場合にはそれに従い、明記されていない場合は、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。(以下同様) ※動作は、利用者が座面に腰掛け、体を横へ動かし、浴槽をまたぐまでのシミュレーション ※バスボード及び固定しない移乗台は評価対象外とする。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(5) 座面の形状、機構					
1 入浴及び入浴介助動作が容易にできるか	利用者と介護者による入浴の場面を想定し、座面の形状やデザイン、機構などに問題ないか、実際に動作を行って確認する。 過度に滑りやすくないかも確認する。(なお、本評価では天板に水をまいた状態で評価する。) また、握りのあるタイプは、その握りやすさと視認性も評価する。	A：動作が容易にできる。 B：動作はできるが、容易にはいえない。 C：動作ができない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に接触する箇所が、傷つけるデザインになっていないか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、入浴及び入浴介助動作を実際に行い、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、臀部の挟み込みがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。(以下同様) 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故(病院受診が必要な程度の事故)		
2 設置(固定)及び撤去(解除)時に身体を傷つけるデザインになっていないか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※浴槽等に固定設置するものについては、その操作時の安全性も確認する。 ※取説に沿って、作業を行うこととするが、介護者が設置や取り外すことを禁止しているものは対象外とする(以下同様)	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時や折りたたみ時に身体を傷つけるデザインになっていないか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整をしたり、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、調整を行うこととする。 ※高さ調整等機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 入浴や入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	利用者と介護者による入浴の場面を想定し、座面の形状やデザイン、機構などの問題から、実際に動作を行って転倒する危険性がないか確認する。 前方に滑り落ちる危険性はないか確認すること。	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。			

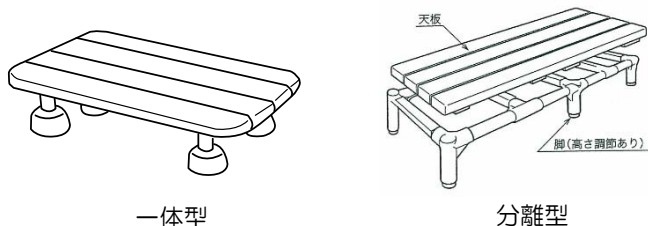
3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「ストッパーやグリップ（握り）に緩みはないか、調整は容易かなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

7. 浴室用すのこ及び浴槽用すのこ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。 なお、設置には、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整を、含めることとする。 ※浴槽等に固定設置するものについては、その操作が簡単にできるかも確認する。 ※設置及び撤去は、湯がない状態で行うこと。	A：作業が簡単にできる。 B：作業できるが簡単ではない。 C：作業できない。	簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。		
(2) 使用時の設置状況					
1 使用時の設置状況(気になるほどのガタはないか)	すのこを据え置いた状態で、中央や四隅などを足で数回踏み込むなどして確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。	A：設置が十分に保たれている。 B：設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：設置が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	中央や四隅などを足で数回踏み込むなどして、用具に大きなズレが生じないか確認する。 ※浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。	A：全くズレない。 B：多少ズレるが、外れるほどでない。 C：大きくズレて落下する危険性がある。			
(3) 天板の形状					
1 滑りにくい形状となっているか	天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び触感により確認する。 評価は、①天板に水をまいた状態と、②水をまいて一旦すのこを直角にし戻した状態の2通りで行うこと。 ※固形石けんや液体石けんなどが付着していることは想定せず、あくまで目視及び触感により、滑りにくい形状になっているかを評価とする。	A：滑らない。 B：多少は滑るが、使用上に問題ない。 C：滑りやすく、不安感が生じる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけるデザインになっていないか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、臀部の挟み込みがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。（以下同様） 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 設置（固定）及び撤去（解除）時に身体を傷つけるデザインになっていないか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※浴槽等に固定設置するものについては、その操作時の安全性も確認する。 ※天板が取り外せるものについては、その操作時の安全性も確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調節操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調節機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 入浴及び入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	天板の形状やデザイン、ガタツキ、たわみなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

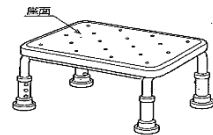
4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

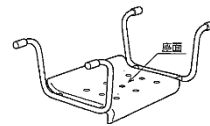
8. 浴槽内いす



吸盤式



据置式



浴槽分離型

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。 ※取説に明記された設置及び撤去の手順に沿って行うこと。但し、明記されていない場合には、①浴槽に湯を張った状態と②張っていない状態の両方により、設置及び撤去のしやすさを確認する。（以下同様） ※吸盤により固定するものについては、その操作が簡単にできるかも確認する。	A：作業が簡単にできる。 B：作業できるが簡単ではない。 C：作業できない。	簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。		
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(3) 使用時の設置、固定性					
1 使用時の設置、固定性(気になるほどのガタはないか)	利用者による入浴の場面を想定し、浴槽内いすが設置又は完全に固定されているか、実際に湯を張った状態で動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。明記されていない場合、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。(以下同様) ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションすること。(以下同様) ※底部(浴槽底)のデザインや凹凸、模様などにより利用者の使用感が異なり利用者に有用な情報がある場合、その旨を特記事項に記入する。 ※湯を張った状態で評価する。	A：設置が十分に保たれている。 B：設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：設置が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレが生じないか確認する。 ※湯を張った状態で評価する。	A：全くズレない。 B：多少ズレるが、外れるほどでない。 C：大きくズレて落下する危険性がある。			
(4) 天板の形状					
1 滑りにくい形状となっているか	天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び触感により確認する。 ※湯を張った状態で評価する。	A：滑らない。 B：多少は滑るが、使用上に問題ない。 C：滑りやすく、不安感が生じる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に傷つける箇所が、身体を傷つけるデザインになっているか	利用者や介護者の身体を傷つける危険性がないか。実際に湯を張った状態で入浴及び入浴介助動作を行い、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、足などの挟み込みがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。(以下同用) 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故(病院受診が必要程度の事故)		
2 設置(固定)及び撤去(解除)時に身体を傷つけるデザインになっているか。	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※取説により記載された手順に沿って行うこと。但し、記述されていない場合、①浴槽に湯を張った状態と、②張っていない状態の両方で評価する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時や折りたたみ時に身体を傷つけるデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実施に高さを調節したり、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調節昨日がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 使用時に転倒する危険性はないか	入浴及び入浴介助動作を行い、天板の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※湯を張った状態で評価する。	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。			
5 浴槽の内や外で、踏み台として利用した場合、転倒する危険性はないか	利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレやガタツキが生じないか、実際に湯を張り確認する。 ※取説により、踏み台利用を禁止している場合は、対象外とする。 ※動作は、利用者が浴槽をまたぎ用具を踏み台として使用する動作をシミュレーションする。(以下同様)	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「ストッパーや吸盤、チェーン固定ピンに緩みはないかなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

9 入浴用いす



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、高さ調節調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※高さ調節調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※高さ調節調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調節しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。(以下同様)	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。		
(2) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 両手が使える場合の操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、両手を使って（収納する場合等）の折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 片手での操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、片手を使って（入浴介助時等）の折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※片手での折りたたみ操作が可能なもののみ確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※片方の手で利用者の身体を支え、もう片方の手で折りたたみ操作を行うことを想定する。 ※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(3) 肘掛けの機構					
1 操作が簡単にできるか	利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛け操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。 ※肘掛けが可動しないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「肘掛けの可動操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 跳ね上げ時の固定性が保たれているか	利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛けを跳ね上げた時の固定性が保たれているか、実際に操作して確認する。 ※肘掛けが跳ね上げられるもののみ、評価すること。 ※ここでの固定性とは、跳ね上げた肘掛けが容易に落ちることはないかを確認すること。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれが生じる。 C：固定性が保たれていない。			
(4) 背もたれの取り外し、取り付け					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、座面の回転操作が簡単にできるか、利用者が座った状態で実際に操作して確認する。 ※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。 ※操作レバーの位置や方法が適切か、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。 ※回転機能がないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「座面回転操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
(5) 使用時の安定性等について					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※利用者の体重は、50～60kgの範囲とする。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。(以下同様) ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。(以下同様) ※また、入浴台としても使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。(以下同様) ※評価する環境について、洗い場には極端な水勾配は無いものとする。(以下同様)	A：安定性が十分に保たれている。 B：安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
2 用具にズレが生じないか	利用者や介護者による入浴介助の場면을想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。 ※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：ズレない。あるいは多少ズレるが使用上に問題ない。 B：ズレやすく、不安感が生じる。 C：大きくズレて転倒する危険性がある。			
3 タオルや衣類の挟み込み	利用者及び介護者による座面での衣類の着脱等を想定し、タオルや衣類が突起物等に引っかかるようなことがないか、目視及び触感により確認する。	A：引っかかることはない。 B：引っかかることがあるが、使用上に問題ない。 C：頻繁に引っかかり、操作しづらい。			
評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) 座面・背もたれ・肘置き素材、形状					
1 座面・背もたれ・肘置きの固さ	利用者及び介護者による入浴介助の場면을想定し、座面・背もたれ・肘置きの素材、形状は、過度に固すぎて痛いことはないか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：痛みが生じない。 B：多少痛みがあるが、問題ない。 C：痛みが生じる			
2 座面・背もたれ・肘置きの滑りにくさ	利用者及び介護者による入浴介助の場면을想定し、座面・背もたれ・肘置きの素材、形状により、過度に滑りやすいか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：滑らない。 B：多少は滑るが、使用上に問題ない。 C：滑りやすく、不安感が生じる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけるデザインになっていないか	利用者および介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけるデザインになっていないか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調整しずらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。（以下同様）	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 両手が使える場合（収納時）に身体を傷つけるデザインになっていないか	介護者が行うことを想定し、両手を使って（収納する場合等）の折りたたみ操作について、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 片手しか使用できない場合（介助時等）に身体を傷つけるデザインになっていないか	介護者が行うことを想定し、片手を使って（入浴介助時等）の折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※片方の手で利用者の身体を支え、もう片方の手で折りたたみ操作を行うことを想定する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 肘掛けの跳ね上げ、下げ					
1 肘掛けの操作時に身体を傷つけるデザインになっていないか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に肘掛け操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。 ※肘掛けが可動しなものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(5) 背もたれの取り外し、取り付け					
1 背もたれの取り外し、取り付け時に身体を傷つけるデザインになっていないか	介護者が行うことを想定し、背もたれの取り外しや取り付けの操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※背もたれの取り外しや取り付けの操作は、取説に記載されている手順による。 ※取り外し不可のものは、評価対象外とする。 ※本評価項目には、背や座面に装着しているパッドも含めることとする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(6) 座面の回転機能					
1 座面の回転操作時に身体を傷つけるデザインになっていないか	利用者及び介護者が行うことを想定し、座面の回転操作を行い、傷つける危険性がないか、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。 ※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。 ※回転機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(7) 使用時の安全性について					
1 使用時に転倒する危険性はないか	利用者及び介護者による実際の入浴介助を想定し、座面の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従う。(以下同様) ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。(以下同様) ※また、入浴台として使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。(以下同様)	A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易に出来るか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが、容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが、容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

10 ポータブルトイレ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 移動（持ち運び）					
1 移動（持ち運び）が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、実際に移動（持ち運び）が、簡単にできるか確認する。 ※移動（持ち運び）の方法は、取説に記載されている手順による。記載がない場合には、持ち運び方法を工夫すること。 ※キャスタが付いているものについては、その操作性を確認する。 ※居室内の移動（持ち運び）を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。 なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。	A：作業が簡単にできる。 B：作業できるが簡単ではない。 C：作業できない。	簡単とは、「移動（持ち運び）が手間取らず容易にできること」を示す。		
(2) 肘及び脚の高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、肘及び脚の高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※高さ調整方法は、取説に記載されている手順による。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。		
(3) 肘掛けの機構					
1 操作が簡単にできるか	利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛け操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。 ※肘掛けが可動しないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「肘掛けの可動操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 可動させた後の固定性が保たれているか	利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛けを可動させた後の固定性が保たれているか、実際に操作して確認する。 ※肘掛けが跳ね上げられるもののみ、評価する。 ※固定性とは、利用者が気になる程度のカタとする。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいカタがある場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) 座部（座れないタイプのものも含む。）及び便座、中蓋（バケツの蓋）					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、座部及び便座、中蓋の取り扱い操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※座部等の取り扱いは、取説に記載されている手順による。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「座部等の取り扱い操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
(5) 立ち座り					
1 立ち座りしやすいか	利用者が行うことを想定し、トイレでの立ち座りがしやすいか、足もとには十分な空間があるか確認する。 なお本項目では、肘掛けが適切な高さにあるかなども確認する。 ※肘掛けの高さ調整が可能なものについては、調整して行うこと。 ※肘掛けのないもの、あるいは立ち座り時の肘掛け利用をメーカーが禁止しているものについては、肘掛けのみ評価の対象としない。	A：立ち座りしやすい。 B：多少、立ち座りしずらいが、問題ない。 C：極めて立ちづらい。			
(6) 排泄姿勢					
1 排泄姿勢がとりやすいか	利用者が行うことを想定し、排泄姿勢がとりやすいか、足もとには力むための空間があるか、実際に便座に腰掛けて確認する。 ※座部等の取り扱いは、取説に記載されている手順による。 ※ここでは排泄姿勢時の臀部の痛みの有無、座位の安定性も評価する。	A：排泄姿勢がとりやすい。 B：多少、排泄姿勢がとりづらいが、問題ない。 C：極めて排泄姿勢がとりづらい。			
(7) 汚物受け					
1 汚物受けの形や角度に問題はないか	利用者の排尿場面を想定し、汚物受けの形や角度から、尿が汚物受けや汚水受けから飛散することはないか確認する。 ※安楽な座位姿勢をとり排尿することを想定する。評価ではシリンジなどを使用して確認する。 ※なお立位姿勢は想定しない。	A：問題ない。 B：性別によっては、わずかに尿が飛散する可能性があるものの、許容できる範囲である。 C：尿が床まで飛散する。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(8) 使用時の安定性等について					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者及び介護者による排泄介助（自立を含む）の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。（以下同様） ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。（以下同様） ※トランスファーボードが装備されているものについては、その取り扱いも評価する。（以下同様）	A：安定性が十分に保たれている。 B：安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	利用者及び介護者による排泄介助（自立を含む）の場面を想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。 ※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。	A：ズレない。あるいは多少ズレるが使用上に問題ない。 B：ズレやすく、不安感が生じる。 C：大きくズレて転倒する危険性がある。			
3 衣類や下着の挟み込み	利用者及び介護者による排泄介助（自立を含む）の場面を想定し、便座上で衣類や下着が突起物等に引っかかるようなことがないか、目視及び触感により確認する。	A：引っかかることはない。 B：引っかかることがあるが、使用上に問題ない。 C：頻繁に引っかかり、操作しづらい。			

(9) 収納機能

1 収納機能が取り扱やすいか	介護者が行うことを想定し備品を収納するケース等の取り扱いについて、操作が簡単にできる確認する。 ※収納機能がないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。			
----------------	---	--	--	--	--

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に接触する箇所が、傷つけるデザインになっていないか	利用者及び介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 移動（持ち運び）					
1 移動（持ち運び）時に身体を傷つけるデザインになっていないか	介護者が行うことを想定し、移動（持ち運び）時に傷つける危険性がないか確認する。 ※移動（持ち運び）の方法は、取説に記載されている手順による。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 肘及び脚の高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけるデザインになっていないか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調節を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 肘掛けの跳ね上げ、下げ					
1 肘掛けの操作時に身体を傷つけるデザインになっていないか	利用者及び介護者が行うことを想定し、実際に肘掛け操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 便座及び中蓋（パケツの蓋）					
1 便座及び中蓋の操作時に身体を傷つけるデザインになっていないか	利用者及び介護者が行うことを想定し、便座や中蓋の開閉操作を行い、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作して確認する。 ※便座や中蓋の開閉操作は、取説に記載されている手順による。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) 使用時の安全性について					
1 使用時に転倒する危険性はないか	利用者及び介護者による排泄介助（自立を含む）の場面を想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従う。（以下同様） ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。（以下同様） ※トランスファーボードが装備されているものについては、その取り扱いも評価する。（以下同様）	A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」く探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか） ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか。 ③視認性が高く、文字サイズは適当か。 ④表現が分かりやすいか。等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取説に明記されている内容とする。但し取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘事項を記載することとする。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

1 1. 歩行器・歩行車



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、高さ調整が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※前腕支持部の高さやフレーム幅の調整ができるものについては、ここで評価する。 ※調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調整等が手間取らず容易にできること」を示す。		
(2) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、操作方法が理解しやすいか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認する。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
(3) ブレーキ操作					
1 制動ブレーキ操作が簡単にできるか	利用者が行うことを想定し、制動ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※制動ブレーキがないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 駐車ブレーキ操作が簡単にできるか	利用者が行うことを想定し、駐車ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※駐車ブレーキがないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
3 駐車ブレーキを意図せず解除してしまうことはないか	駐車ブレーキをかけた状態で、バスケット内のものをとろうとしたら、いすに座っている状態から立ち上がろうとしたとき、駐車ブレーキが解除されるようなことはないか確認する。	A：問題ない。 B：姿勢のとりかたによって解除してしまう可能性がある。 C：通常の使用を想定したときに解除してしまう可能性がある。			
4 圧力ブレーキ操作が簡単にできるか	利用者が行うことを想定し、圧力ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※圧力ブレーキがないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) キャスタの固定及び解除					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、キャスタの固定及び解除操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※キャスタの固定及び解除操作は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。			
(5) ハンドグリップ					
1 握りやすい形状になっているか	利用者が行うことを想定し、ハンドグリップが握りやすい形状になっているか、痛みが生じないかを実際の動作を行って確認する。 ※前腕支持部のあるものについては、腕が置きやすいかも、評価する。	A：握りやすい。 B：握りづらいが、許容範囲である。 C：握れない。			
(6) 基本操作					
1 歩行がしやすいか	利用者が行うことを想定し、 ①直進（前進・後進） ②曲がる ③旋回 について、足元に十分なスペースが確保されているか、歩行の妨げになるような構造（キャスタ・フレーム・ブレーキワイヤー等との干渉）になっていないか、実際の動作を行って確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。	A：歩行しやすい。 B：多少歩行しづらいこともあるが、許容範囲である。 C：歩行できない。			
2 立ち座りがしやすいか	利用者が行うことを想定し、座面の上げ下ろしや、座面への着座動作及び座面からの立ち上がり動作がしやすいか、実際の動作を行って確認する。 ※座面がないものについては、評価対象外とする。 ※屋内の平らな路面を想定する。	A：動作しやすい。 B：動作しづらいが許容できる範囲である。 C：動作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) 使用時の安定性					
1 歩行時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 歩行時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。	A：安定性が十分に保たれている。 B：やや不安を感じるが、安定性は保たれている。 C：安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 座面に着座・起立時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者が行うことを想定し、座面への着座動作及び座面からの立ち上がり動作の際に、本体の安定性が保たれているか確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※着座・起立時の駐車ブレーキの効き具合も、ここで評価する。 ※座面が無いものは、評価対象外とする。	A：安定性が十分に保たれている。 B：安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(8) 段差の乗り越え					
1 自力で段差を乗り越えられるか	利用者が行うことを想定し、2cmの段差乗り越えを可能かどうか、実際の動作を行って確認する。 ※屋内使用を想定したものは、評価対象外とする。	A：操作が簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「段差の乗り越えが手間取らず容易にできること」を示す。		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけるデザインになっていないか	利用者や介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけるデザインになっていないか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※前腕支持部の高さやフレーム幅の調整ができるものについては、ここで評価する。 ※調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 折りたたみ時に身体を傷つけるデザインになっていないか	利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 座面の上げ下ろし（着座する際の操作）					
1 座面の上げ下ろし時に身体を傷つけるデザインになっていないか	利用者や介護者が行うことを想定し、座面の上げ下ろし操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※上げ下ろし操作は、取説に記載されている手順による。 ※上げ下ろし機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) ブレーキ					
1 ブレーキ操作時に手指を傷つけるデザインになっていないか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際にブレーキ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※ここでは、「制動」「駐車」「圧力」の各ブレーキについて評価する。 ※「駐車」については、解除操作についても評価する。 ※ブレーキ機構がないものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) キャスタの固定及び解除					
1 キャスタの固定及び解除時に手指を傷つけるデザインになっていないか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に固定及び解除操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※キャスタの固定及び解除操作は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(7) 使用時の安全性					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。（全可動範囲で確認すること） 利用者が日常的に調整を行うことが想定される箇所（アームサポートやヘッドサポート等）で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。			
2 立ち座り時に転倒する危険性はないか	利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりや重心位置などから、立ち座り時に転倒する危険性はないか確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。（以下同様） ※屋内の平らな路面を想定する。	A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者や介護者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」く探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか） ④視認性が高く、文字が大きい ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介護者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字が大きい ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取説に明記されている内容とする。 但し、取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘すること。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

12. エルボークラッチ・多脚つえ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 持ち方の理解					
1 持ち方が簡単に理解できるか	利用者が行うことを想定し、杖の持ち方が簡単に理解できるか。	A：簡単に理解できる。 B：持ち方を間違える可能性がある。 C：理解できない。			
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※高さ調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※カフがあるものは、ハンドグリップとカフの高さ調整についても評価する。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
(4) ハンドグリップ					
1 握りやすい形状になっているか	利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※カフや調整部分、脚などを確認する。	A：握りやすい。 B：握りづらいが、許容範囲である。 C：握れない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(5) 使用時の安定性					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※カフや調整部分、脚などを確認する。	A：安定性が十分に保たれている。 B：やや不安を感じるが、安定性は保たれている。 C：安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけるデザインになっていないか	利用者や介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけるデザインになっていないか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※カフがあるものは、ハンドグリップとカフの高さ調整についても評価する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 折りたたみ時に身体を傷つけるデザインになっていないか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) カフ					
1 前腕部を通して身体を傷つけるデザインになっていないか	利用者が行うことを想定し、実際に手をカフに通し、傷つける危険性がないか確認する。 ※カフを有していないものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 歩行時に身体を傷つけるデザインになっていないか	利用者が行うことを想定し、実際に手をカフに通して歩行し、傷つける危険性がないか確認する。 ※カフを有していないものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 使用時の安全性					
1 使用時に転倒する危険性はないか	利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性がないか確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。（以下同様） ※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※評価は2脚を使用した状態により評価することとする。	A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者や介護者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」く探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか） ④視認性が高く、文字が大きい ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介護者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字が大きい ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取説に明記されている内容とする。但し取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘事項を記載することとする。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

13. ベッド用テーブル

門型タイプ



片脚タイプ



トレイタイプ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。 ※トレイタイプでは、裏表や上端下端の理解のしやすさ、テーブルは幅が伸び縮み等するタイプのものは、そのしやすさまで確認する。 ※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。 ※利用する際に、組み立て以外で必要な作業が想定される場合は、その作業を特記事項に記載し、評価対象とする。	A：簡単にできる。 B：作業はできるが、簡単ではない。 C：作業できない。	簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。 ※移動とは、方向転換・前後左右への移動をさす。 ※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。 ※キャスタが付いているものについては、その操作性を確認する。 ※居室内の移動(持ち運び)を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。 なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。	A：簡単にできる。 B：移動はできるが、簡単ではない。 C：移動できない。	簡単とは、「把手等があるなど移動、持ち運びが容易にできること」を示す。		
3 利用者本人による移動が簡単にできるか	利用者本人が、ベッド上で背上げた姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが簡単にできるかを評価する。 ※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。 ※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。 ※キャスタのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。 ※床面は畳またはフローリングとする。 ※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。 ※取扱説明書等で、本人による移動を禁止しているものについては、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：移動はできるが、簡単ではない。 C：移動できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、テーブル面の高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※高さ調整方法は、取説に記載されている手順による。 ※高さ調整は、ひとりで行うものとする。（取説にひとりで行わない旨の注意書きがあるものについては、取説に従うこと） ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※高さ調節をする際に利用する取っ手等のあるものについては、その握りやすさも確認する。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 使用中に高さが変わってしまうことがないか（高さ調整機能の固定性を評価する項目）	想定される荷重（5kg程度）をテーブル面に置いた際に、荷重で下がってしまう、または触れる程度の小さな力を加えるだけで、ガススプリング等の力で容易に上昇してしまうようなことがないか、高さ昇降の固定力を評価する。 ※荷重位置は、門型、トレイタイプはテーブルの中央、片脚タイプは支持部から最も遠い端とする。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、扱い方によくと動いてしまうことがありうる。 C：固定性が不十分である。	5kgは吸引器の重さを想定した。		
(3) 使用時の設置状況					
1 使用時に安定しているか	前後・左右・上下のガタつき、たわみ、歪みなどを評価する。 ※想定される荷重（食事や吸引器など5kg程度）をかけたうえで評価すること。 ※食事の想定では、前腕部がテーブルに載せられている姿勢を想定する。 ※荷重のかけ方によってガタつき等は変わると想定されるので、使用状況によって評価が変わる場合は、特記事項として記入する。	A：十分な安定性がある。 B：多少のガタつきはあるが安定性は許容できる。 C：ガタつきがあり、実用上問題がある。	十分な安定性とは、コップの水がこぼれない程度を目安とする。利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具に横ズレが生じないか使いやすさを確認する	使用場面において用具全体が、水平方向（前後や左右）に動いてしまう（ズレる）ことがないか。キャスター等の固定性やトレイタイプにおいては柵との摩擦等を評価する。 ※想定される荷重（食事や吸引器など5kg程度）をかけたうえで評価すること。 ※食事動作を想定して評価する。	A：動いてしまうことはない。 B：動いてしまうことがあるが使用場面では許容できる。 C：大きく動いてしまい実用上問題がある。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) テーブルとしての機能					
1	テーブルとしてのサイズ（奥行きと幅）は適切か ※トレーの大きさはA3判程度とする。	テーブルとしての面積は適切か。想定される用途（食事の際のトレー、雑誌等）で、適切なサイズを確保しているかを確認する。 A：適切な大きさであり問題はない。 B：多少大き目、やや小さめとを感じるが、許容できる。 C：サイズが不適切で、実用上の問題がある。			
2	テーブルとして、表面の滑りにくさ（置いたものの落下防止）は適切か ※食事の際に食器が容易に動いてしまうなど、実際の使用場面を想定して評価する。 ※端部の形状で落下を防止する仕様のものについては、滑りにくさとともにその形状が適切であるかを確認する。	テーブルとしての滑りにくさや置いたものの落下しにくさは適切か。想定される用途（食事の際のトレー、雑誌等）で、適切な機能を確認する。 A：滑り具合や落下防止の形状が適切であり問題はない。 B：やや滑りやすい、置いたものが落下しやすいと感じるが、許容できる。 C：滑りやすさや形状が不適切で、実用上の問題がある。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 設置及び撤去時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして、介護者の身体を傷つけないか確認する。 テーブル幅が伸び縮み等するタイプのものは、その操作を実際に行い危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 移動（持ち運び）の時に、介護者の身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に移動（持ち運び）を行って、介護者の身体を傷つけないか確認する。 ※キャストが付いているものについては、その操作の際の危険性を確認する。 ※居室内の移動（持ち運び）を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。 なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか	原則として介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※原則として取説に沿った方法で、調整を行うこととするが、誤った操作方法が想定される場合は、その方法によって生じる危険を評価する。 ※高さ調整等機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 利用者本人による移動や高さ調整の際に、本人の身体を傷つけないデザインになっているか	利用者本人が、ベッド上で背上げした姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが安全にできるか確認する。 ※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。 ※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。 ※ベッド上に臥床した状態の利用者がレバー等に手を伸ばして高さ調整の操作ができるものについては、その操作時の安全性についても評価する。 ※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。 ※キャストのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。 ※取扱説明書等で、本人による移動や高さ調整を禁止しているものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
5 利用者の身体に触れる部分は、利用者の身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が食事等テーブルを利用している場面および介護者がベッド上でテーブルの設置や撤去、移動、高さ調整をする場面において、テーブルの一部が利用者の身体に触れ、傷つける危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(2) 挟み込み					
1	ベッドの高さ調整を行う際にベッドやマットレスとテーブルとの間で身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか ※ベッド上昇下降の際にテーブル下面とベッドのフレーム等またはマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。 ※想定される荷重（5kg程度）をかけたうえで評価すること。 ※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、ベッド上昇で身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるため、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどして十分確認する。	A：挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。 B：挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。 C：挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2	ベッドの背上げや膝上げ調整を行う際に身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか ※ベッド背上げの際にテーブル下面などとマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。 ※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、背上げで身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるため、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどして十分確認する。	A：挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。 B：挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。 C：挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①介護者・利用者に必要な項目を網羅しているか（特に安全に関する情報及び適合するベッドの情報） ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②介護者・利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保守に関する記載がない場合、必要な保守内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、継続的に安全な状態で安心して使用できる状態にするための作業を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保清に関する記載がない場合、必要な保清内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			